

マイナンバーカードの特急発行・交付制度 ご存知ですか？

令和6年12月2日からマイナンバーカードの特急発行制度が始まりました。
対象者がマイナンバーカードの交付申請を行うと**原則1週間（通常1カ月）**
で**ご自宅**にマイナンバーカードを届けることができる制度です。



■対象者

- ・乳児（満1歳未満）
- ・紛失・破損などによる再交付を希望される方
- ・海外から転入された方
- ・マイナンバーカード券面の追記欄がいっぱいになり、追記ができないために継続利用ができない方
- ・そのほか、ご本人の意思によらずカードが使えなくなった方 など

■交付申請について

- ・対象者は、対象の事由が発生してから30日以内にお住いの市区町村窓口でマイナンバーカードの交付申請を行ってください。



■必要なもの

- ・本人確認書類

1点で良いもの

免許証、有効期限内のマイナンバーカード、パスポート など

2点必要なもの

保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、学生手帳、年金手帳 など

■手数料について

紛失などによる再交付を希望される方は、発行手数料2,000円を窓口でお支払いください。
そのほかの事由は原則無料となります。

■受け取りについて

交付申請から原則1週間で住民登録の住所にマイナンバーカードが届きます。

※簡易書留のため、対面での受け取りが必要になります

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681